

答 申

第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った部分開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成 28 年和歌山県条例第 12 号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 12 月 6 日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、本件開示請求に対して、対象公文書を「平成 13 年 1 月 18 日起案第 7110 号における地図訂正同意願書について、和歌山市上三毛字東山田〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番〇ないし〇〇〇番〇〇、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番〇の土地にかかる承諾書」と特定し、一部を開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示しない部分及び当該部分を開示しない理由を次のように記載して、平成 26 年 2 月 4 日付け海建管第 6288 号で異議申立人に通知した。
 - (1) 開示しない部分
 - ア 委任状のうち、①社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長印影
 - イ 所有者一覧のうち、②個人の氏名（土地所有者を除く。）及び印影
 - ウ 承諾書のうち、③個人の住所、氏名（和歌山市上三毛自治会長及び上三毛大池水利組合長の住所及び氏名並びに土地家屋調査士の氏名を除く。）及び印影、④隣接地番（管理者が上三毛自治区山係に関するものを除く。）、⑤上三毛大池水利組合長の印影、⑥和歌山市上三毛自治会長の印影、⑦印鑑登録証明書、⑧戸籍謄本、除籍謄本、戸籍の附票の写し
 - (2) 開示しない理由

ア 条例第7条第2号該当（上記②、③、④、⑦及び⑧）

個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため

イ 条例第7条第3号ア該当（上記①、⑤及び⑥）

法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

- 3 異議申立人は、平成26年2月11日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

承諾書の地番等を伏して開示することは、無いものがあるかのように誤魔化すためだと推測する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

平成13年1月18日起案第7110号は、地図訂正申請者である和歌山県知事から里道水路管理者である和歌山県知事あてに提出された地図訂正同意願書に対して、同意の可否について意思決定を行うための文書であり、対象公文書は地図訂正同意願書に添付されている。

よって、当該文書の条例第7条第2号及び第3号アに該当する部分を非開示とする部分開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、異議申立人は、「平成13年1月18日起案第7110号における地図訂正同意願書について、和歌山市上三毛字東山田〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番〇ないし〇〇〇番〇〇、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番〇の土地にかかる承諾書」を請求していると認められる。

(1) 本件公文書について

実施機関の説明によると、本件対象公文書は地図訂正申請者である和歌山県知事から里道水路管理者である和歌山県知事あてに提出された地図訂正同意願書に対して、同意の可否について意思決定を行うための文書であるとのことである。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号本文では、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。」については、原則として開示しない旨規定している。

ただし、同号ただし書アにおいては法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を、同号ただし書イにおいては人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を、同号ただし書ウにおいては当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を非開示情報から除いている。

イ 本件公文書に記載され非開示とされた第2の2(1)のうち②、③、④、⑦及び⑧は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に該当する。

また、これらの情報については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でもなく、また、公務員等の職務遂行情報でもないことから、同号のただし書のアからウのいずれにも該当しない。

よって、これらの情報は、条例第7条第2号に該当すると認められる。

(3) 条例第7条第3号ア該当性について

ア 条例第7条第3号では、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては開示しない旨規定している。

イ 本件公文書に記載され非開示とされた第2の2(1)のうち①、⑤及び⑥は、いずれも代表者の印影であり、法人等に関する情報である。通常、法人等が事業に関して契約を行う際は、代表者印を押印することで当該契約が成立することからすると、これらの情報を公にすることにより、偽造等の不正使用につながるおそれがあり、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると言える。

よって、これらの情報は、条例第7条第3号アに該当すると認められる。

以上(1)から(3)より実施機関が行った本件処分は妥当である。過去の答申（諮問第60号ほか）においても、同様の判断を行っているところであり、本件においてもその判断を覆す事情は見当たらない。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公函訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成 26 年 2 月 25 日	○諮問（実施機関）
平成 26 年 3 月 26 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議
平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 30 年 5 月 8 日	○審議
平成 30 年 8 月 16 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 8 月 30 日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成 31 年 1 月 23 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 25 年 12 月 6 日	平成 13 年 1 月 23 日付海建第 7110 号で〇〇〇〇宛同意書を交付しているが、平成 13 年 1 月 15 日付、申請人と歌山県知事木村良樹代理人海草振興局長〇〇〇〇申請代理人〇〇〇〇が申請した地図訂正同意願書についての地図訂正に要する部分〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇-〇~〇〇〇-〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇-〇に関する同意書の開示。(和歌山県知事に対する同意書)